

第7号様式

欠 食 届

年 月 日

学校長 あて

住所

氏名

電話番号

連続して3日以上（休日等を除く。）学校給食を欠食するので、船橋市学校給食費に関する条例施行規則第6条第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

対象となる児童 又は生徒	学年等	年 組 番		
	フリガナ		続柄	
	氏名			
欠食期間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
欠食理由		☐ 傷病 ☐ その他 ()		

※学校給食費の還付等は、この届出を学校が受理した日の翌日から起算して4日目（休日等を除く。）以降が対象となります。

（学校使用欄）

学校長	副校長・教頭	主幹教諭	事務職員	栄養教諭・職員	担任教諭